



産廃収集運搬許可の合理化の件

質 問

- ①相談者:産廃収集運搬業
- ②相談案件:許可の合理化の件
- ③相談内容:
 - ・産廃収集運搬業(積替え保管なし)で、A 県の許可と同 A 県内の B 政令市の許可を受けている。
 - ・A 県も B 市も産廃収集運搬許可の品目が同じ場合、今年の4月以降の許可はどう合理化されるのか。

回 答

A 県と B 市の産廃収集運搬業許可の品目が同じで、いずれの許可も積替え保管を含まない場合は合理化され、許可が県に一本化される。4月1日より、A 県許可証により B 市区域はみなし許可扱いとなり収集運搬業務を行うことが可能となる。同時に、B 市許可が失効することになる。

